デジルーペ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番地6号第10秋山ビル1階
文星	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番地6号第10秋山ビル1階

別表第三シルウォッチ２０１１モデル　給付セットの項中「シルウォッチ2011モデル　給付セット」を「シルウォッチ給付セット」に改める。

別表第四レッツ・チャットの項中「パナソニックヘルスケア株式会社」を「パナソニックエイジフリーライフテック株式会社」に、「愛媛県東温市南方2131番地１」を「大阪府門真市大字門真1048番地」に改め、同表トビーＰＣＥｙｅ　コミュニケーション・パッケージの項からマイトビーＣ１５Ｅｙｅの項まで中「東京都品川区東五反田三丁目６番18号」を「東京都品川区東五反田一丁目８番13号」に改め、同表に次のように加える。

トビーアイモバイル	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田一丁目８番13号
マイトビー　I−15	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田一丁目８番13号
視線入力意思伝達装置Spring絆	アイ・エム・アイ株式会社	埼玉県越谷市流通団地三丁目３番12号

別表第五中トーキングエイドＩＴの項、トーキングエイドライトの項、リンゴの項及びＶＯＣＡフレックス2の項を削り、同表テックトーク６×８の項中「テックトーク６×８」を「テック／トーク６×８」に改め、同表テックスピーク２×３２の項中「テックスピーク２×32」を「テック／スピーク２×32」に改め、同表テックスピーク６×３２の項中「テックスピーク６×32」を「テック／スピーク６×32」に改め、同表チャットボックスＣＢ−１の項を削り、同表トビーＳ３２スキャンの項及びトビーＳ３２タッチの項中「東京都品川区東五反田三丁目６番18号」を「東京都品川区東五反田一丁目８番13号」に改める。

別表第七ブレイル　スタディ　ＢＳ１の項の次に次のように加える。

ブレイルメモスマート　16	ケージーエス株式会社

別表第七ブレイルセンス日本語版の項からブレイルセンス　Ｕ２　日本語版の項まで中「静岡市清水区谷田12番24号」を「静岡市駿河区谷田44番15号セントラルヒルズ101号室」に改める。

○厚生労働省告示第百六十三号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

表重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業の項中「社会保険病院、厚生年金病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構の病院」に改める。

○厚生労働省告示第百六十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を同法第四十条第一項に定める認定個人情報保護団体として認定したので、同法第三十七条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

一　団体の名称　一般社団法人　日本個人情報管理協会
二　主たる事務所　東京都港区高輪二丁目十五番八号
三　団体の代表者　理事長　中島　洋
四　認定の日　平成二十五年十二月二十四日

○厚生労働省告示第百六十五号

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）の施行に伴い、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う労働安全衛生法関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う労働安全衛生法関係告示の整備等に関する告示

第一条　次に掲げる告示の規定中「定める専門課程」の下に「又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程」を加える。

一　衛生管理者規程（昭和四十七年労働省告示第九十四号）第五条第一号
二　労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十八号）第三号
三　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）第一条第七号及び第三条第六号
四　労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和五十五年労働省告示第八十二号）第四号

第二条　次に掲げる告示の規定中「職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則」を「職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令」に改める。

一　木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百号）第一条第二号
二　足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百九号）第一条第二号
三　建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第百二十一号）第一条第二号
四　木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十三号）第一条第二号

○厚生労働省告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第九号を削除し、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　独立行政法人地域医療機能推進機構

○厚生労働省告示第百六十七号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

本文に次の一号を加える。

十三　平成二十六年度　年率〇・七パーセント